

令和5年5月8日

本山町立小中学校 保護者 様

本山町教育長 大西 千之
＜ 公 印 省 略 ＞

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行することを受け、文部科学省及び県教育委員会から、新型コロナウイルス感染症における学校での対応が下記のとおり変更となると通知がありました。

つきましては、内容をご確認いただき、引き続き学校教育活動における感染症対策についてご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 出席停止について

- 医師により新型コロナウイルス感染症と診断された場合を出席停止の扱いとし、**出席停止期間の基準は「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」**となります。また、厚生労働省からは、発症後10日間を経過するまではウイルス排出の可能性があることからマスクの着用が推奨されていますので、ご協力をお願いします。

2 感染した児童生徒について

- **出席停止期間が終了した児童生徒については、本人の体調に問題がなければ全ての学校教育活動への参加が可能**です。

3 同居家族に陽性者がいる児童生徒について

- 令和5年5月8日以降は、**濃厚接触者（自宅待機要請者）の特定は行われません。出席停止の必要もなく、本人の体調に問題がなければ、全ての教育活動への参加が可能**です。

4 感染が不安で休ませたい場合の出欠の取扱いについて

- **合理的な理由（地域や学校の感染状況や高齢者や基礎疾患のある方がいるなどの家庭・家族の状況など）があると学校長が判断する場合は、欠席とはしない取扱いとします。**

5 医療的ケア児及び基礎疾患がある児童生徒について

- **主治医の見解のもと、登校すべきでないと判断した場合は、欠席とはしない取扱いとします。**

児童生徒に発熱や咽頭痛、咳等の**普段と異なる症状がある場合には、無理せず自宅で休養することが重要**です。引き続き、ご家庭での児童生徒の体調管理へご配慮いただき、学校教育活動への参加については、児童生徒の体調を考慮し、ご家庭での判断を併せてお願いいたします。

また、**同居家族に陽性者が発生した場合、学校への報告は必要ありません。**この場合においても、ご家庭での感染対策や児童生徒の体調管理へご配慮いただきますよう併せてお願いいたします。

本山町教育委員会 教育総務班
電話 0887-76-3913